

平成29年度 入札契約制度等の見直し概要

公契約大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり、入札契約制度等の改正を行いました。

- ◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>
- ◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し・・・・・・・・・・1

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用しました。

2. 除雪等業務委託に係る評価方法の見直し（総合評価競争入札）・3

除雪機械の保有状況等によらず、府管理道路の安全確保に貢献している企業を評価することとしました。

3. 予定価格事後公表の拡大（試行）・・・・・・・・・・4

より適正な競争性を確保するため、予定価格を事後公表する工事を試行的に拡大することとしました。

4. 公共工事設計労務単価の改定・・・・・・・・・・5

昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から5年連続で、例年4月の改定を前倒して実施しました。

5. 社会保険加入推進対策・・・・・・・・・・6

技術者や技能労働者の育成確保、賃金や労働条件の改善を図るため、社会保険等の未加入対策を実施することとしました。

1. 低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し

《建設工事》：低入札調査基準価格及び最低制限価格

1 主旨

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用しました。

2 内容

直接工事費に乗じる数値を 0.95 から 0.97 に改正

○低入札調査基準価格

旧 H28.4改正				新 H29.4改正			
直接工事費	×	0.95	合計 ×(1+ 消費税率)	直接工事費	×	0.97	合計 ×(1+ 消費税率)
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90	
現場管理費	×	0.90		現場管理費	×	0.90	
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	0.55	

- ※ 新公契連モデル対応（平成 29 年 3 月モデル）
- ※ 範囲については改正なし（予定価格の 7.0/10～9.0/10）

○最低制限価格（参考値）

旧 H28.4改正				新 H29.4改正							
直接工事費	×	0.95	合計 ×(1+ 消費税率)	直接工事費	×	0.97	合計 ×(1+ 消費税率)				
共通仮設費	×	0.90		共通仮設費	×	0.90					
現場管理費	×	0.90		×	α	現場管理費		×	0.90	×	α
一般管理費等	×	0.55		一般管理費等	×	0.55					

- ※ 新公契連モデル対応（平成 29 年 3 月モデル）
- ※ 今回の基準式改正による最低制限価格の上昇により、「 α 」の効果が制限されることが見込まれるため、当面「 $\alpha = 1.0$ 」として運用

3 対象工事

調査基準価格：予定価格 1 億円以上の工事

最低制限価格：予定価格 1 億円未満の工事

4 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う工事から適用

《測量等業務》：最低制限価格

1 主旨

公契約大綱に基づき、最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式を適用しました。

2 内容

○測量業務

旧 H28.4改正				新 H29.4改正			
直接測量費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)	直接測量費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)
測量調査費	×	1.00		測量調査費	×	1.00	
諸経費	×	0.45		諸経費	×	0.48	

※ 範囲については改正なし（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

○土木関係建設コンサルタント業務

旧 H28.4改正				新 H29.4改正			
直接人件費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)	直接人件費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)
直接経費	×	1.00		直接経費	×	1.00	
その他原価	×	0.90		その他原価	×	0.90	
一般管理費等	×	0.45		一般管理費等	×	0.48	

※ 範囲については改正なし（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

（参考：今回改正なし）

○地質調査業務

H28.4改定			
直接調査費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)
間接調査費	×	0.90	
解析等調査業務費	×	0.80	
諸経費	×	0.45	

※ 範囲（予定価格の 2/3～8.5/10）

○補償コンサルタント業務

H28.4改正			
直接人件費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)
直接経費	×	1.00	
その他原価	×	0.90	
一般管理費等	×	0.45	

※ 範囲（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

○建築関係建設コンサルタント業務

H26.12導入			
直接人件費	×	1.00	合計額 × (1+消費 税率)
特別経費	×	1.00	
技術料等経費	×	0.60	
諸経費	×	0.60	

※ 範囲（予定価格の 6.0/10～8.0/10）

3 適用期日

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札通知を行う測量等業務から適用

2. 除雪等業務委託に係る評価方法の見直し（総合評価競争入札）

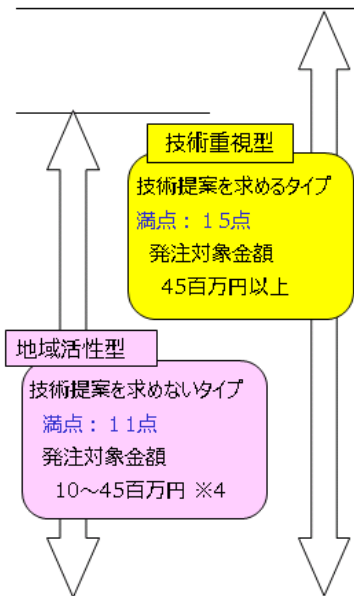
1 主旨

除雪機械の保有状況等によらず、府管理道路の安全確保に貢献している企業を評価することとしました。

2 評価項目（土木一式、ほ装工事）

評価項目		配点	
施工計画	品質管理等に関する提案	2～4点	
配置予定技術者	配置予定技術者	成績評点（※1）	1点
		継続教育（CPD）	0.8点
	建設機械保有状況	1点	
	優良工事施工者表彰	1点	
地域調達・雇用	府内企業の下請け	3点	
	資材の府内調達	1点	
	雇用	技術者の維持	0.7点
		技術者数	0.5点
地域貢献	地域維持業務実績（※2）	1点	
	災害協定締結（※2）	1点	
	緊急時の現場対応（※3）	1点	
合計（満点）		15点	

※1：25百万円未満は所有する国家資格
 ※2：いずれかを選択
 ※3：ほ装工事では適用しない
 ※4：45百万円以上でも一部地域活性化型を適用



3 評価方法（地域維持業務実績（選択項目））

【現行】

評価内容	点数
冬期維持管理部門の表彰あり、かつ、除雪機械の保有あり	1点
冬期維持管理部門の表彰あり、かつ、除雪機械の保有なし	0.5点
維持修繕部門の表彰あり	0.5点
表彰なし	0点

【改正後】

評価内容	点数
冬期維持管理部門の表彰あり	1点
維持修繕部門の表彰あり	0.5点
表彰なし	0点

※ 冬期維持管理部門と維持修繕部門は、同時に評価項目としない。

4 適用期日

平成29年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用

3. 予定価格事後公表の拡大（試行）

1 主旨

より適正な競争性を確保するため、予定価格を事後公表する工事を試行的に拡大することとしました。

2 経過

- 平成 13 年 1 月：事後公表から一部工事において事前公表を試行
- 平成 15 年 7 月：全件で事前公共を実施
- 平成 24 年 9 月：総合評価競争入札の一部で事後公表を試行
- 平成 26 年 4 月：総合評価競争入札以外でも事後公表を試行

3 拡大対象工事

【現行】

- 予定価格 4,500 万円以上の工事

対象工事を拡大

【拡大対象】

- 予定価格 2,500 万円以上の「土木一式工事」の一部
- 予定価格 2,500 万円以上の「舗装工事」の全て

4 拡大試行時期

- 平成 29 年9月以降、準備の整ったものから順次実施

5 拡大試行時期等

- コンプライアンス、入札過程・結果等の検証
 - アンケートによる入札参加者の体制面の検証
- をさらに進め、今後の方針を決定

4. 公共工事設計労務単価の改定

1 主旨

昨今の技能労働者等の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成26年から5年連続で、例年4月の改定を前倒して実施

2 内容（公共工事設計労務単価）

職種	新単価	旧単価	上昇率
特殊作業員	19,100円	18,800円	1.6%
普通作業員	18,400円	18,100円	1.7%
とび工	22,200円	22,100円	0.5%
鉄筋工	21,800円	21,700円	0.5%
特殊運転手	18,800円	18,500円	1.6%
型わく工	22,300円	22,200円	0.5%
大工	20,700円	20,600円	0.5%
交通誘導警備員A	12,400円	11,900円	4.2%

※全51業種で単価改定され、京都府の平均は上昇率は1.2%（全国平均2.8%）

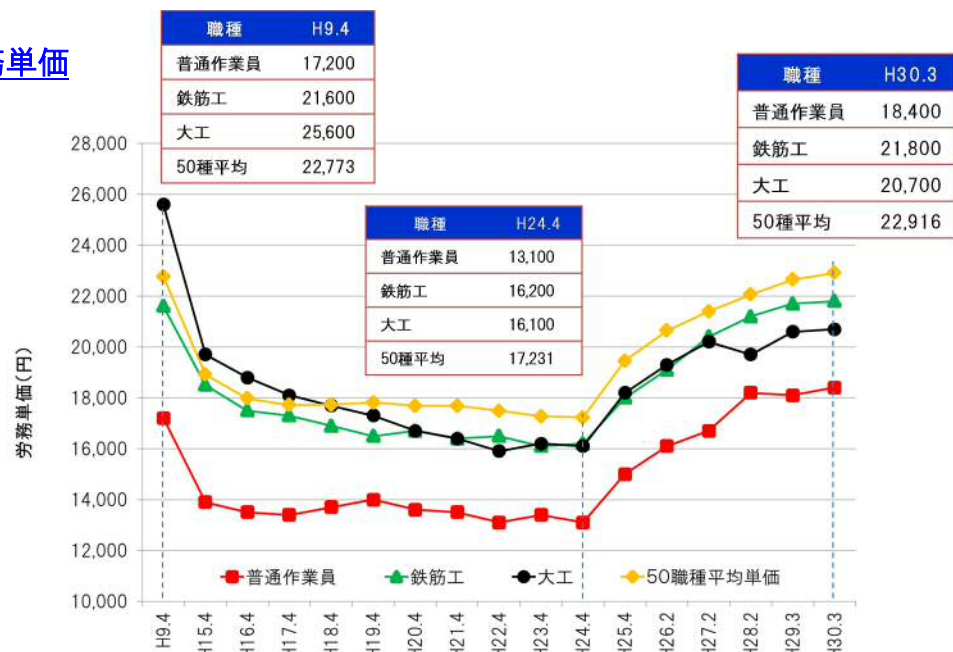
3 適用期日

平成30年3月以降の積算から適用

4 特例措置

平成30年3月1日以降に契約した工事等において、旧単価で予定価格を算出している場合、その工事の受注者は、発注者に対し、新単価に基づく契約に変更するための協議を請求できることとしました。

（参考）設計労務単価の推移



5. 社会保険加入推進対策

1 主旨

技術者や技能労働者の育成確保、賃金や労働条件の改善を図るため、社会保険等の未加入対策を実施することとしました。

2 これまでの取組

- 平成 24 年 8 月：公契約大綱に基づき、元下関係適正化指針を策定し、社会保険等の加入を規定
} 施工体制台帳で下請業者の社会保険加入状況を確認し、未加入の場合は元請業者に下請業者の保健等加入を指導
- 平成 25 年 7 月：一般競争入札への参加要件に社会保険等への加入を追加
- 平成 27 年 4 月：入札参加資格要件に社会保険等への加入を追加
（元請けからの排除の徹底）
- 平成 29 年 7 月：元下関係適正化指針を改正し、下請工事契約時チェックリストに社会保険等に関する加入状況項目を追加

3 平成 30 年度の取組

- 請負契約書において、「一次下請を社会保険等加入業者に限定」する項目を追記
- **平成 30 年 10 月 1 日以降に公告する工事から適用**

（参考）加入推進のロードマップ

